全国司法書士女性会 FAX通信316号 (2020年7月号)

発行責任者 会 長 鵜川智子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階 司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305 e-mail <u>takatsuki@office-ukawa.jp</u> HP http://shihosyoshi-joseikai.com/

皆さま、蒸し暑い日が続きますが、お元気でお過ごしでしょうか? コロナ禍が未だ終息していない中、今度は各地での大雨による災害。心の安らぐ 日がありません。

そのよう中ではありますが、今年も、9月19日(土)に各士業女性会を開催する 運びとなりました。このような時期だからこそ、全国の皆様が何とかご参加いた だけるよう、WEBでの開催と致します。

メインテーマは「コロナ時代に顧客の心をつかむ方法(仮題)」とし、カリスマ添乗員でメディアでもおなじみの日本旅行・平田進也氏に基調講演を頂きます。そして、各士業代表者が「コロナがどんな影響を与えたか」というテーマで発表を致しますが、私も司法書士を代表してお話させて頂きます。

このような状況下だからこそ、「同業者がどうやって苦境を乗り切っているか。」 「どのように顧客の心をつかんだらよいのか。」など、情報を得て、皆様に元気 になっていただきたいと思います。

人数限定ですがWEB懇親会もご用意しております。

男性も、女性も、未だ「全国司法書士女性会に入会されていない方でも」参加していただけます。ぜひ、9月19日(土)の13時にWEBでご参加ください。お待ちしております!

副会長 山口里美

全国司法書士女性会 会長 鵜川智子

各士業女性合同研修会「コロナ時代の顧客の心のつかみ方」

第1部講師は、ナニワのカリスマ添乗員・平田進也氏(株式会社日本旅行西日本営業本部担当部長/株式会社日本旅行西日本『おもしろ旅企画ヒラタ屋』代表)です。

「平田進也と行くツアー」は発売するとすぐに売り切れ、お客様からの希望で誕生した旅行クラブ「進子ちゃん倶楽部」は会員数22.000人超。日経新聞等、多くのメディアに取り上げられ、「ガイヤの夜明け(テレビ東京)」「ディープピープル(NHK)」「とくダネテレビ!(フジテレビ)」「スーパーJチャンネル(テレビ朝日)」他、テレビ出演も多い平田氏に、コロナ時代の顧客の心のつかみ方、顧客の心の壁を壊すコツ(相手の懐に入り込む極意)をお話しいただきます。

第2部では、新型コロナウィルス感染症による各士業の業務への影響と対応につき、報告します。

新型コロナウィルス感染症防止のため、今年は、Web (Zoom) で開催予定です。懇親会も Web (Zoom) で開催予定です。お気軽にご参加ください。

- ■日 時 2020年(令和2年)9月19日(土)13時~
- ■場 所 Web (Zoom) (お申込みいただいた方にリンクをお知らせします)

■研修会

第1部 講演 13:00~14:20

「コロナ時代の顧客の心のつかみ方」

講師 平田進也氏 (株式会社日本旅行西日本営業本部担当部長)

第2部 報告 14:25~15:30

「各士業における新型コロナウィルス感染症の影響」

報告者 公認会計士 北山 久恵 税理士 三上 広美

司法書士 山口 里美 弁護士 日野田彰子

(この他、社会保険労務士、弁理士も登壇予定)

■懇 親 会 15:40~16:30

今年は、Zoom のブレイクアウト機能を使い、オンラインでグループに分かれての懇親です。 移動も飲食の提供もありませんので、上記時間帯に開催予定です。他士業の方々との交流のよい機会ですので、是非、ご参加ください。

■申 込

ご参加を希望の方は、右記事項を記載の上、takatsuki@office-ukawa.jp 〜メールくださいますようお願いします。

(申込期限8月31日)

参 加 申 込 書

年 月 日

1. お名前

2. 所属会

3. TEL

4. FAX

5.メールアドレス

6. 参加希望内容(どちらかに○)※懇親会は女性の先生のみとなります。

研修会のみ 【 】 研修会+懇親会 【 】 下記の日程で第21回各士業女性合同研修会が開催されました。

日 時 2019年9月28日(土) 13:00~16:30

場 所 大阪弁護士会館 2階

主 催 大阪弁護士会

日本公認会計士協会近畿会女性会計士専門委員会

全国司法書士女性会

全国女性税理士連盟

大阪府社会保険労務士会

日本女性法律家協会大阪支部

テーマ 相続法改正~知らないと大変!どう変わる「相続」~

第1部「改正相続法について (居住権・遺言・特別の寄与を中心に)」

弁護士 金澄道子氏

第2部「民法改正が税理士業務に与える影響と対応策」

税理士 坪多晶子氏

第3部「ファミリービジネスに対するガバナンス」

公認会計士 安原徹氏

第4部「相続法改正で変わる法務局との関わり方」

司法書士 竹原久美子氏

第1部では、金澄道子弁護士による改正相続法に関する講義でした。金澄道子弁護士は、法制審議会民法(相続関係)部会の幹事として法改正にも関与されており、改正法の内容だけでなく、その成立までの議論や背景なども交えて話をして下さいました。

研修内容 (概要項目)

・相続法制改正の目的

婚外子の相続分差別違憲決定を受け、自民党から婚外子の相続分が増えることにより、法律上の配偶者が不利益を受けないように、相続法を改正すべきとの意見が出たことによる。

- 第1 配偶者の居住権を保護するための方策
 - 1 配偶者居住権
 - 成立要件
 - 内容
 - ・消滅
 - 課題

- 2 短期配偶者居住権
 - 成立要件
 - 内容
 - 消滅
- 第2 遺産分割等に関する見直し
 - 1 持戻し免除の意思推定規定
 - 2 遺産分割前の預貯金の払い戻し制度
- 第3 遺言制度の見直し
 - 1 自筆証書遺言の方式緩和
 - 2 遺言執行者の権限の明確化
- 第4 相続の効力等の見直し
 - 1 相続による権利の承継
- 第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策
 - 1 請求権者の要件
 - 2 特別寄与料の請求の手続き
 - 3 特別寄与料の額

第6 遺言保管法について

自筆証書遺言の紛失・隠匿を防ぐために、遺言書の原本を公的機関で保管するとともに、相続人が相続開始後にその存在を容易に把握することができるようにするための制度。 令和2年7月10日に施行される。

第2部では、坪多晶子税理士が、「民法改正が税理士業務に与える影響と対応策」と題して、 法改正で新設された配偶者居住権や特別寄与料などの課税関係について解説して下さいま した。配偶者居住権の相続税評価額の計算方法や途中で権利が消滅する場合の評価額の計算 方法など事例を使って説明して下さいました。坪多税理士は、多数の書籍を出版されており、 研修や講演なども多数行っておられます。軽快で明確な語り口で、非常に分かりやすい講義 でした。

研修内容 (概要項目)

- 第1 配偶者の居住権の相続税評価の創設
 - 1 建物の相続税評価
 - 2 土地の相続税評価

- 3 分割時期のズレへの対応
- 4 配偶者居住権の消滅時の課税関係
- 5 配偶者居住権のその他の相続法の取扱い
- 第2 居住用不動産の非課税贈与の有益性
- 第3 遺留分制度の見直しに伴う課税上の影響
- 第4 成年年齢の改正に伴う課税上の影響
- 第5 特別寄与料の税法での取り扱い
 - 1 特別寄与者の課税関係
 - 2 特別寄与料を支払った者の課税関係
 - 3 申告期限までに支払いが確定しなかった場合
 - 4 適用関係

私は今回初めて各士業女性合同研修会に参加し、その後の懇親会にも参加させて頂きました。 研修では、それぞれの士業から多数の女性、そして男性の参加もあり、質疑も多数手が上が り、多くの参加者が積極的に受講している様子が感じられました。私自身は特に税務上の問 題等は苦手意識もあり消極的でしたが、実務上は切っても切り離せない重要問題であり、税 の専門家から直接話を聞くことが出来て、体系的に注意すべきポイントを知ることが出来、 非常に有意義な機会でした。このような同業者向けでなく一般向けでもない研修というのは、 なかなか受講できる機会がなく、参加出来て本当に良かったと思いました。

また、懇親会では沢山の他の士業の方をはじめ、関西圏からだけでなく遠方から参加している司法書士との交流も出来、とても刺激を受けました。

未成年後見人を経験して

全国司法書士女性会 理事 布田日斗美

私は秋田県司法書士会副会長と日本司法書士会連合会後見制度対策部未成年後見WT部委員そしてリーガルサポート未成年後見準備検討委員の三足のわらじを履いている。

私が未成年後見とかかわることになったのは東日本大震災に起因している。震災後未成年後見人を必要とする震災孤児が増え、東北ブロック司法書士会に未成年後見WTができた。先の見える後見の仕事だからと、最初に引き受けた後見の仕事が未成年後見だったことがきっかけで東北ブロックの未成年後見WTの一員となった。

現在未成年後見人を引き受けている司法書士は全国に一定数いるとされているが何のサポートもなくその業務をこなしている。日本司法書士会連合会後見制度対策部未成年後見WTではその人たちをサポートするべく、未成年後見の研修会を企画運営し、アンケート調査を行い、未成年後見のハンドブックの作成をすすめている。

またリーガルサポートでは定款を変更し、公益等認定委員会が認めてくれれば、事業として未成年後見業務を行えるようになるので、未成年後見準備検討委員会がその準備をしている。

未成年後見の仕事は子育ての経験が役に立つ数少ない司法書士の業務であると思う。しかし子育ての経験がないと未成年後見の仕事ができないかというとそんなことはなく、私の知人の独身の司法書士は将来ある未成年の成長を楽しみながら、学校行事などにも積極的に参加し未成年後見の仕事を楽しんでいる。

私が未成年後見人を経験して感じた問題点を少し述べてみたいと思う。

① 財産引渡しについて

成年後見の終了は多くの場合本人の死亡であり、その財産は相続人に引き渡すことが多い。未成年後見の場合は、成人後に本人に財産を引渡すわけであるが、返還後、多額の財産を1年で浪費してしまったというような例ある。また親族が本人に対しお金を請求してくるような例もある。未成年後見の就任中に、未成年に対し金銭の管理等についての教育も必要だと思う。現在は成人年齢が20歳なので、多くの場合大学か専門学校の2年生の途中で成人になるが、今後成人年齢が引き下げられると高校生の時に財産を引き渡すことになる。私の経験からいれば、多額の財産を管理することに本人も不安がっているケースがあった。

② 金融機関の対応

私が引き受けた未成年後見は親族との共同後見であったが、金融機関が共同後見に対応してくれず苦慮した。そもそも未成年後見の届出に対応していない金融機関もある。共同後見の場合、1口座に2名の印鑑を届けるというシステムのない金融機関があった。共同後見は、親族後見人が単独で未成年の預貯金の出し入れを禁止し、親族の不正防止が主な理由であるが、その機能がきちんとはたせていない。未成年後見の届出ができない金融機関の言い分としては、高校を卒業後就職した未成年は、給与の振込口座を作ることができ、

口座開設時に戸籍謄本の提出を求めていないので、その未成年に未成年後見人がついているかどうか確認のしようがないとのことである。銀行のシステムが追い付いていないので、裁判所が共同後見の審判を出しても実現できないというのもおかしな話である。金融機関が協議し統一した取り扱いをしてほしいものである。

③ 保証人問題

未成年が進学や就職等で実家を離れ、アパート等を借りるときに後見人は保証人になれないので、苦慮した。親族に引き受けてくれる方がいればよいが、保証人のいらない物件を探したり、最近は保証会社に保証料を払ってお願いしたりしている。

④ 公示の方法

成年後見人の公示の方法は、現在登記制度になっているが、未成年後見人は戸籍に記載される。私が引き受けた未成年の戸籍には私の本籍と筆頭者である夫の氏名そして未成年後見人として私の氏名が記載されている。夫にはそのような公示制度になっている旨説明したが、会ったこともない未成年の戸籍に自分の名前が記載されてしまうことに対し、司法書士でない夫に理解してもらうのはかなり難しかった。筆頭者でないものが未成年後見人に就任すると、未成年と関係のない筆頭者の名前が記載されてしまうことに対して、私は違和感を持つ。未成年後見人も成年後見人と同じように公示方法を登記制度にできないものかと思案している。

⑤ 親亡き後の問題 未成年後見と成年後見 いずれが適切な支援となるか

障がい者に後見人がつくということは、それが未成年後見であれ、成年後見であれ、本人にとって、とても重要で有意義なことである思う。後見人がキーパーソンになって、関係機関を調整する役割も担うので、施設等の事業者や地域移行の場合にもメリットがある。

例えば親が育児放棄をしているようなケースでは、親権者がいても未成年後見の申立が 認められたケースもある。一方親権者がいるため、未成年後見の申立が難しいケースでは 未成年に成年後見の申し立をしたケースも存在する。

障がいのある未成年が成人に達しても本人に財産を引き渡すことは難しく、障がいのある未成年にとっては、専門職の成年後見人が長期にわたって本人の支援し、見守り続けることのメリットは大きい。施設の職員等は数年で転勤等のため交代してしまうので、切れ目のない支援を考えると、未成年であっても成年後見の申立を検討する余地はある。

ただし専門職が成年後見人に就任すると、本人の財産から報酬をいただくことになるので、本人の財産が少ない場合は、報酬が払えないという問題も出てくる。

後見の申立の動悸や理由、本人にとって解決しなければならない問題は何かを明確にし、またその子にとってどのような支援が最適なのかを考えたうえで、その子の年齢も考慮し、個々のケースごとに成年後見と未成年後見どちらを選択するか判断することが重要である。成年後見と未成年後見では申立権者や公示方法、支援できる内容に違いがあるので、その制度のメリット、デメリットを理解したうえで、その子に合った後見の選任が必要であると考える。